

**第2次**

# 八戸市新型コロナウイルス 対策支援金

## 申請の手引き

6月18日時点版

申請条件、申請方法等

## おねがい

申請に当たっては**必ず本手引きの要件、記載例や「Q&A」をご確認ください**。申請書類に不備があると内容確認や審査に時間がかかり、支援金のお振込までにお時間をいただくことになります。

また、申請書受付後、申請いただいた内容、添付書類等の確認をします。**必要に応じて、記載内容等について確認することがあるほか、追加資料の提出をお願いする場合があります。**

## 支援金について

市では、新型コロナウイルスの感染拡大による経済的な影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、第2次八戸市新型コロナウイルス対策支援金を支給いたします。

## 支援金の額

**1事業者当たり一律 20万円**

※申請後3週間程度での支給を予定しています

## 対象者

以下のすべての条件に該当する者

### ① 八戸市内の中小企業者

- 法人は市内に事務所又は事業所を有し、かつ、市内で事業活動を行う者  
(登記上の本店所在地が市内にある者に限らない)
- 個人事業者は市内に住所を有し、かつ、市内で事業活動を行う者  
(市民に限る)

### ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2年2月から5月までの売上のうち、前年同月比20%以上減少した月があること

### ③ 令和元年中の事業収入が100万円以上であること

### ④ 個人事業者にあつては主たる収入が給与、年金、不動産等でないこと

(確定申告における事業収入が、給与、年金、不動産等を含めた全体の収入の2分の1以上であること)

## 申請期限

**令和2年9月30日(水)** (当日消印有効)

## 申請書設置場所

八戸市庁本館1階市民ホール前、南郷事務所、市民サービスセンター、公民館(6月25日から)

八戸市ホームページからもダウンロードいただけます

第2次八戸市コロナ対策支援金

検索

## 対象となる事業者について

中小企業者、資本金の額または常時使用する従業員数が下表に定める規模の方です。※個人の方は常時使用する従業員数を満たすこと

主たる事業の業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額	常時使用する従業員数(※)
製造業、建設業 運輸業、その他の業種 (下記3業種を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。パート、アルバイト、契約社員、非正規職員等は当該条文をもとに個別に判断します。ただし、日雇い、2か月以内の有期雇用(季節的業務は4か月以内)、試用期間中の人は含まれません。また、会社役員(従業員との兼務者を除く。個人事業主及び個人事業主と生計を一にする専従者も、予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、含まれません)。

### 対象とならない方

- ・大企業(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業の基準を超える企業をいう。)
- ・国及び法人税法別表第1に規定する公共法人
- ・政治団体
- ・宗教上の組織又は団体
- ・その他支援金の趣旨及び目的に照らして市長が適当でないと認める者

### 交付の要件

- (1) 事業継続の意思があること
- (2) 第1弾の八戸市新型コロナウイルス対策支援金を受給しておらず、今後も交付申請しないこと
- (3) 営業の実態があること(新型コロナウイルス感染症の影響により休業している場合はこの限りでない)
- (4) 事業者(法人にあっては、代表者及び役員)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (5) 当市の市税を滞納していないこと(納付が可能な状況になり次第、納付する旨の誓約がある場合はこの限りでない)

## 申請に必要な書類

### 法人の方

1. 交付申請書
2. 法人税の確定申告書(別表一)の控え  
※收受日付印が押されていること ※e-Taxの場合は受信通知の控えが必要
3. 法人税の確定申告書(法人事業概況説明書)の控え(両面)  
※2、3は対象月の属する事業年度の直前の事業年度分が必要
4. 売上減少となった月の売上高が分かるもの(売上台帳等)
5. 法人名義の口座通帳の写し(おもて面と通帳を開いた1、2ページの両方)

確定申告書別表一 (1枚)      法人事業概況説明書 (両面)      売上台帳      通帳

1、2ページ

### 個人事業者の方

1. 交付申請書
2. 令和元年分の所得税の確定申告書の控え  
※收受日付印が押されていること ※e-Taxの場合は受信通知の控えが必要
  - ◆ 青色申告者の場合  
令和元年分の確定申告書B第一表、所得税青色申告決算書(1、2ページ目)
  - ◆ 白色申告者の場合  
令和元年分の確定申告書B第一表  
※令和元年分の確定申告の義務がない場合は、令和元年分の市・県民税の申告書類の控えを提出することができます。控えのない方は住民税課で写しを取得してください。
3. 売上減少となった月の売上高が分かるもの(売上台帳等)
4. 申請者本人名義の口座通帳の写し(おもて面と通帳を開いた1、2ページの両方)
5. 本人確認書類(次のいずれかの写し)
  - 運転免許証(両面)又は運転経歴証明書(両面) ○マイナンバーカード(おもて面)
  - パスポート(顔写真のページ) ○健康保険証 ○写真付きの住民基本台帳カード ○在留カード
  - 特別永住者証明書 ○外国人登録証明書(在留資格が特別永住者のものに限る)

確定申告書B第一表      所得税青色申告決算書(1、2ページ目)      本人確認書類 (免許証の場合は両面)

次のいずれかの場合は売上高を証明する書類(法人の場合は上記3、4、個人事業者の場合は上記2のうち青色申告者の所得税青色申告決算書及び3)を省略できます

- 申請書の該当欄に申請者の売上高を証明する税理士の署名押印がある場合  
※申告代理の実績のある税理士に限ります ※税理士への依頼は有料の場合があります
- セーフティーネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定を受けた方が認定書の写しを提出した場合  
※ただし認定申請の際に前年同月(2～5月)比較で売上高20%減少がわかる書類を添付している方に限る

## 売上減少要件を確認するための計算式

令和2年2月から5月までの間で任意のひと月(対象月)を選んでください。その前年同月が売上減少を比較する月(比較月)になります。

$$(B - A) \div B \times 100 \geq 20\% \text{ (小数点以下切り捨て)} \quad A: \text{対象月売上高} \quad B: \text{比較月売上高}$$

## 特例措置について

- ① 個人事業者で、令和元年の確定申告が白色申告の方、青色申告決算書に月別売上金額の記載がない方、青色申告決算書(農業所得用)の方、確定申告の義務のない方で市・県民税申告の方

比較月売上高については、申告書の事業収入額を月平均した額とします。  
(申告書類で月別の事業収入を確認できないため)

- ② 事業継続期間が短く申請時点で前年同月比較ができない方

2019年の設立(開業)後の売上高の月平均額を比較月として計算することができます。

### 減少率の算定方法

$$(Y \div M) - A \div (Y \div M) \times 100 \geq 20\% \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

Y: 2019年の年間事業売上高

M: 2019年の設立(開業)後月数(設立(開業)した日の属する月も操業日数に関わらずひと月とみなす)

A: 対象月売上高

### 2019年1月から12月の間に設立した法人である場合

通常書類に加えて、履歴事項全部証明書が必要

### 2019年1月から12月の間に開業した個人事業者である場合

通常書類に加えて、次のいずれかの書類が必要

- ・ 開業・廃業等届出書
- ・ 事業開始等申告書
- ・ 上記以外で開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類  
(開業日が2019年12月31日以前であること)

- ③ 特定非営利活動法人及び公益法人等(法人税法別表第2に規定する公益法人等)の場合

### 【提出書類】

1. 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入が分かるもの  
(例えば学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入が分かるもの又はこれに類するもの。)
2. 対象月の月間収入が分かるもの
3. 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが分かる書類等
4. 振込先口座の通帳の写し

### 【減少率の算定方法】

$$(Y \div 12 - A) \div (Y \div 12) \times 100 \geq 20\% \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

Y: 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入 A: 対象月の月間収入

※Y及びBの収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入(国及び地方公共団体からの受託事業による収入を含む。)のみを対象とする。

- ④ 農林水産業の方(農業者、林業者、畜産業者、漁業者)の減収要件は以下の計算方法によることもできます。

- ・ 令和2年2月から5月までの間において連続した3か月の事業収入の合計が、前年同期間の3か月の事業収入の合計と比べて20%以上減少していること。

令和2年2月、3月、4月の合計収入と平成31年2月、3月、4月の合計収入との比較 もしくは  
令和2年3月、4月、5月の合計収入と平成31年3月、4月、令和元年5月の合計収入との比較

## お問い合わせ先

商工業者(商工課) 農林水産業以外の方

0178-43-2138

受付時間 9:00~17:00

土日祝日を除く  
新型コロナウイルス感染拡大防止のため電話での  
お問い合わせにご協力下さい。

農業者(農業経営振興センター)

0178-27-9163

林業者(農林畜産課)

0178-43-9052

畜産業者(農林畜産課)

0178-43-9254

漁業者(水産事務所)

0178-33-2115

申請方法 ※感染症拡大防止のため、**原則郵送での御提出にご協力ください**

### ○郵送で提出する場合

申請書類一式を封筒に入れ切手を貼って投函してください。  
郵送料は申請者の負担となります。送付先は全業種共通です。

**【送付先】〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1  
八戸市商工課支援金担当 あて**

### ○窓口へ提出する場合

申請書類一式を封筒に入れ、市役所本館1階市民ホール前の受付ボックスに投函してください。

**【提出窓口】市役所本館1階 市民ホール前  
提出ボックス(9時から17時まで)**

※商工課窓口では申請書の受け取り、問い合わせ対応等はありません。  
ご質問等は上記お問い合わせ先へお願いします。

## **！ 支援金給付を装った特殊詐欺にご注意ください！**

コロナ対策支援金の給付にあたり、八戸市や国などの行政機関が

- ・手数料の振込を求めたり
- ・ATMの操作をお願いしたり
- ・暗証番号をお伺いすることは絶対にありません。

ご自宅や職場に不審な電話や郵便が届いたら、最寄りの警察署にご相談ください。

## 6月15日更新

### 4ページ

特例措置として「①個人事業者で、令和元年の確定申告が白色申告の方、青色申告決算書に月別売上金額の記載がない方、青色申告決算書(農業所得用)の方、確定申告の義務のない方で市・県民税申告の方」を追記しました。

それに伴い、続く特例措置の番号を変更しました。

## 6月16日更新

### 3ページ

法人が申請する際の必要書類2、3については「対象月の属する事業年度の直前の事業年度分が必要」である旨を追記しました。

## 6月16日更新2

### 1ページ

対象者について「③令和元年中の事業収入が100万円以上であり、個人事業者にあつては主たる収入が給与、年金、不動産等でないこと」を③、④に分割して記載しました。

## 6月18日

### 1ページ

申請書設置場所を追加しました。

### 2ページ

対象となる事業者について「※個人の方は常時使用する従業員数を満たすこと」、中小企業者の定義表に「(下記のいずれかを満たすこと)」を追記しました。